

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第23回）議事概要

1 日時

平成25年11月19日（火）午後3時30分から午後5時10分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），竹之内明，龍岡資晃，
長谷川充弘，榊井成夫

（オブザーバー）

栃木力（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

大谷直人事務総長，今崎刑事局長

4 進行

裁判員裁判の実施状況について

今崎刑事局長から，資料2に基づき，裁判員裁判の実施状況について
説明があった。

（今田委員）

裁判員候補者の辞退率が上昇している点について，国民の間に制度が
定着し，当たり前の制度になってきたという良い面がある反面，その結
果として，関心が薄れてきたという面もあるのではないか。もう少し，
裁判員制度の成果というプラスの面について，国民に情報提供すること
により，国民の参加への関心や意欲を上げていくことが必要なのでは
ないか。

（椎橋座長）

制度施行当初の国民の関心が高く，その後辞退率がある程度下がって

くることは、想定された範囲内であったのではないかと思うが、その傾向がどの程度まで続くのかは、気になるところではある。

(今崎刑事局長)

裁判員裁判終了後、了解をいただいた裁判員等には記者会見に臨んでいただいているが、一部の庁を除いて、特定の事件についてだけ、記者会見の申し込みがあるという状況になっており、参加する記者の数も減少している。広報的な観点からは、通常の事件が円滑に処理されていることが、コンスタントに国民の方々に伝わるのが理想的ではあるが、報道側の経済的な市場原理からすれば、平常時にはあまり報道してもらえないのが現状である。

裁判員等経験者アンケート調査報告書(1月～8月)及び平成26年における同アンケートの実施について

今崎刑事局長から、資料3に基づき、裁判員等経験者アンケートの結果につき、本年1月から8月までのデータを集計し、とりまとめた結果について説明があり、平成26年も同様の質問項目によりアンケートを継続して実施する方針についても説明がされた。

(竹之内委員)

弁護人の「法廷での説明等のわかりやすさ」については、検察官に比べて厳しいご指摘を受けたが、その経年変化については今後も見ていきたい。アンケートの質問項目が変更されると、経年変化が見られなくなるので、現在と同一の内容で継続していただきたい。

(椎橋座長)

平成26年においても、本年と同様の質問項目を以てアンケートを実施することについて、異論はないか。

(異議なく了承された。)

裁判員制度の運用に関する意識調査の質問項目改訂について

今崎刑事局長から、資料4に基づいて、裁判員制度の運用に関する意識調査の質問項目改訂案につき、以下のとおり説明があった。

基本的には、従前同様の質問項目を以て、来年1月後半に意識調査を実施したい。

もっとも、近時、裁判員を経験された方の中で、遺体写真等の刺激の強い証拠の取調べを通じて、精神的な負担を感じられた方が少なくないことが明らかとなってきたことに照らし、一般国民の方が、裁判員として刑事裁判に参加する上で、このような証拠調べの在り方に対する不安を感じ、参加への支障となっていないかについて状況を把握し、裁判員の負担を軽減する方策について考えていく必要があるのではないかと考えている。そこで、刑事裁判に参加するとした場合の心配や支障となることを問う質問項目の中に、「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」との選択肢を加えた上で調査を実施したい。

(竹之内委員)

どの程度不安の声が寄せられるか、気になるところであるが、そのような選択肢を設けることに異論はない。

(今田委員)

遺体写真が問題なのではなく、残酷な写真等が問題なのではないか。

(竹之内委員)

昨今の報道の状況からすると、遺体写真というのが例示としては一番理解されるのではないか。

(今崎刑事局長)

事案としては、殺人等の被害者の方の現場発見時の写真、解剖前の全身写真、あるいは、負傷部位を大写しにした写真等が典型的な類型である。他にも、最近では犯行の一部の状況が録画された監視カメラ映像や、事例は少ないものの、119番通報したときの音声の録音が再生された例もある

と聞いている。選択肢の書きぶりは様々検討したが、「遺体写真等」とするのが、裁判員を経験されていない方々にとっては最もわかりやすいのではないかと考えた。

(内田委員)

遺体写真「等」とあるので、ニュートラルな表現であると思う。また、「不安」を例えば「心配」に置き換えてみると、意識的な状態を表すので、少々違う。やはり不安があるという表現しかないのではないか。

(椎橋座長)

意識調査の質問項目改定案について、異論はあるか。

(異議なく了承された。)

裁判員裁判の運用における取り組みについて

【検察庁における取り組み】(長谷川委員)

裁判員の方々が、刑事裁判に参加したことの充実感、達成感を実感できるよう、わかりやすく、迅速的確な審理の実現に努めていきたい。そのためには、まず、充実した審理計画が策定されるよう、公判前整理手続において、証拠と争点の適切な整理に役立つ証明予定事実記載書面を早期に提出するよう、引き続き努めていく必要がある。また、積極的、柔軟な証拠開示についても、引き続き取り組んでいきたい。

公判中心主義の実質化にも努めている。裁判員が証人の生の声に接し、実感を伴う心証を形成できることが大切である。主要な事実の立証については、書証に頼らず、証人尋問を行う運用の定着を目指す必要があり、事案によるものの、柔軟かつ積極的に取り組んでいる。また、尋問技術の向上が非常に大切である。証人尋問等が充実し、活性化することによって、検察官立証の本当の意味でのわかりやすさを高めていくことができていると思っている。

裁判員裁判は争点に即した充実した審理を行うことが、非常に大切である。争点に即した充実した審理を行うためには、客観的な事実を明確にし、よく

見定めることが前提となる。この点を一層意識して、捜査・公判を行っていききたい。近時、様々な科学技術の進展や社会的ツールのめざましい進歩が追い風となっている。たとえば、DNA鑑定の飛躍的な進歩により、微量な血痕から非常に精度の高い鑑定ができ、また、新しい社会的ツールの利用によって、人の行動の痕跡が正確に客観的証拠として残る現象が飛躍的に拡大してきており、早期に適切に証拠が保存され、適正に管理されるということが非常に重要である。その点も指導を徹底していききたい。

【弁護士会の取り組み】（竹之内委員）

日弁連では昨年8月、弁護活動のわかりにくさについてのご指摘を踏まえ、刑事関連の研修を整理・再編して、必要な体系を作り上げることを目的として、刑事弁護研修に関するワーキンググループを設置し、本年6月に、その中間とりまとめとして、「刑事弁護研修に関する提言その1」をまとめた。その前提として、日弁連で昨年行われた4つのライブ研修を対象に調査を行った。そのライブ研修は、eラーニング形式で行っており、定員を三千名強と設定していたが、実際の申し込みは四百名から九百名程度に留まり、申し込み者のうち実際に来た方の割合は、3割から5割といった状況であった。受講率の低さの原因についても調査したが、eラーニングの方法をとったため、参加しなくても後でパソコンから見るができることや、資料だけ持ち帰る者も見られること等が要因として考えられる。

各単位会での研修状況についても、2年弱の期間について調査し、最も多く研修を実施した単位会で77回、最も少ない会では1回だけ開かれていた。

以上のことを踏まえて、各単位会で研修を毎年最低3回実施することや、そのための情報提供を行うこと、基礎研修モデル案の作成・提供、刑事弁護研修講師養成会議の設置等についての提言を行い、実施に移されている。

本年8月に、3日間、23時間にわたって、基本的な法廷技術の習得を目的に法廷技術基礎研修を行ったが、その目的には、各単位会における裁判員

裁判の指導者の養成という点もある。48名の募集に対し56名が参加した。刑事弁護に長けた弁護士が講師となり、特に尋問の反復練習が行われ、受講生に実際に演習をさせて、その映像を撮影させ、再生しながら講評をしていくことが行われた。参加者には、5段階評価でアンケート調査を行い、感想は極めて好評で、講師陣は自信を深めている。

このような研修と、裁判員裁判を担当する国選弁護人を選任するための専用名簿をリンクさせ、研修受講を名簿登載の要件とすることについて全国調査をしたところ、研修受講を名簿登載の条件としている単位会は4会に留まっている。もっとも、全国調査を機に、名簿登載の要件とする準備をしている単位会も少なからずある。

裁判員等経験者アンケートの活用の問題もある。同アンケートの活用状況についても調査したが、活用している単位会は22会であった。

その他、第一東京弁護士会が、「伝わるプレゼン・配布資料作成講座」という資料作成の講座を開いたり、最近では、裁判官や検察官もお呼びして、講演会も行われるなどしている。

【裁判所の取り組み】(栃木オブザーバー)

公判前整理手続の長期化に対する取り組みについて、起訴後早期の打ち合わせと期日の仮置きが有効と考え、全庁的に昨年の5月から実施している。長期化要因のない自白事件のうち、審理日数が4日以内の通常の自白事件については審理期間が短縮したといえるが、裁判員裁判の全体を見ても、審理期間は依然として短縮化しておらず、否認事件はやや長期化する傾向も示している。そこで、東京地裁では今年の4月に、審理迅速化PTを立ち上げ、昨年4月から今年の3月までに終局した自白事件全54件を対象に、公判前整理手続の長期化の原因と対策を検討した。その結果、長期化した事件の中には、裁判所の進行管理の甘さや、弁護人の主張明示の遅れ等、様々な要因が見られたが、共通してみられる原因として、起訴後第1回の打ち合わ

せまでに2週間以上が経過しているなど、初動が遅いこと、第2回以降の打ち合わせや公判前整理手続も、1か月前後以上の間隔を開けて行われ、公判前整理手続の進行が間延びしていることが判明し、公判前整理手続の長期化を打開する最も有効な方策は、当事者との打ち合わせを早期かつ頻繁に行うことであることが再確認された。また、早期の打ち合わせを行う目的が不明確であり、ともすると、初回の打ち合わせが形式的なものとなり、早期の打ち合わせと期日の仮予約が自己目的化するという弊害も生じ始めた。その点についても議論され、当事者に裁判所の審理方針や早期公判の必要性について理解してもらい、証拠の任意開示を促して当事者の動きを早めてもらうこと、検察官に弁護人の問題意識を伝えて、証明予定事実はそれを踏まえたものにしてもらうことが最低限の目標であること、期日の仮予約等はそれ自体が目的ではないこと等の意見が交わされた。東京地裁では、法曹三者の協議会の場で検察官・弁護人に協力を求めたところ、任意開示については柔軟に対処してくれる検察官も多いし、弁護人も事案の見込みを早期の段階で明らかにし、迅速な進行に協力してくれる例も増えているように思う。

公判中心の審理の取り組みについて、自白事件の犯罪事実立証のための検察官請求の証人数が確実に増加しており、人証化の実践は、かなり広がってきたとはいえる。しかし、裁判員等経験者アンケートをみると、尋問の意図がわからない等の意見も多く見られ、人証化が、必ずしも目で見て耳で聞いてわかる審理につながっていないことがわかった。そこで、東京地裁では、犯情証人を取り調べた自白事件でわかりやすさの数値が低かったものについて重点的に調査し、要因を分析した。その結果、検察官の尋問の問題としては次のことがわかった。まず、証言が少しでも調書の内容と異なると、供述の変遷と評価すべき必要のないものについてまで調書に引き戻す尋問をしたり、調書に記載されていると、特段信用性が争われていないにもかかわらず、証言の信用性を支える事実や、他の供述との整合性について尋問をし

たりする例が見られる。さらに、尋問内容が重要な点に絞られておらず、争点や冒頭陳述の内容との関連性も意識されていないため、何のための尋問なのか分からない場合も多いことが判明した。また、弁護人の反対尋問として問題なのは、主尋問における供述と捜査段階の供述の些細な矛盾点にこだわり、少しでも供述調書と異なる供述をすると、その点について反対尋問をするというものがあり、何のための尋問なのか理解されないために、裁判員への評判が非常に悪いことである。当事者の尋問技術の巧拙もあるが、より根本的には、当事者の尋問が調書依存の尋問になっており、公判前整理手続で確認された争点を中心とした尋問や、法廷で表れた証言の弾劾という、本来公判中心の裁判で行われるべき尋問が行われていないことに原因があるように思われる。これらの問題点を念頭に置きながら、裁判所としても、公判前整理手続の段階で、法曹三者であるべき尋問というものをイメージしながら、共通認識を形成していくようにする必要がある。

裁判員の精神的負担に対する取り組みについては、遺体写真等を見た裁判員が急性ストレス障害に罹患したという報道があり、遺体写真等の証拠調べの実情を調査したところ、裁判員は我々が感じていた以上に衝撃を受け、必ずしも精神的負担が軽くないという実情が浮き彫りとなった。そこで、東京地裁では、遺体写真等の刺激の強い証拠が請求された場合にどうしたらいいのかを検討し、その結果を本年7月19日の申し合わせ事項としてまとめた。その内容は、遺体写真等の刺激の強い証拠については、両当事者の意見を十分に聴取した上で、要証事実は何なのか、それとの関係で、その証拠が本当に必要なものなのかどうか、その取り調べが裁判員に過度の精神的負担を与え、適正な判断を妨げるようなことはないのか、他に代替手段がないのか等の諸点を考慮して慎重に判断すること、仮に、これらの証拠を採用した場合には、選任手続期日におけるオリエンテーション等の場で、そのような証拠を取り調べる予定である旨を候補者に事前に告知し、不安のある候補者

は個別質問をして丁寧に精神的負担に対する裁判所の配慮についても説明し、審理評議においても、十分に気を配り、些細な変化を感じ取った場合には声をかけ、職員も気づいた場合には裁判官に報告する等、全庁的に関与することを話し合った。また、裁判後においても、裁判官が裁判員に連絡を取るなどして、裁判官が責任を持って対応に当たることとした。

【意見交換】

（酒巻委員）

弁護士会の研修について、様々な形で法廷技術の研修を実施していることはよくわかったが、もしかすると、的外れなのではないか。証人尋問等の法廷における技術の前提として、何を、何のために尋問するのかを考えることが必要である。そのためには、捜査段階で作成された書面や、その他の客観的証拠等をまず頭を使って分析し、何を法廷に示すのかということについて考えることを、まず修練すべきであろうと思う。米国等でも法廷活動の研修はあるが、まずは、法廷活動の素材となる資料を分析してこれをどのように法廷に顕出するかに頭脳を使うことが当然の前提となっている。事実認定者に対して証明しようとすることは、一方は刑法の構成要件に該当する事実であり、他方はこれに合理的な疑いを生じさせることであるから、その部分を徹底的に準備するのが本来の姿ではないかという印象を持っている。これまでの日本の法律家は、紙から紙を作る訓練はしてきたが、紙を分析し、これに基づいてその核心を口頭で述べる訓練はきちんとしてこなかったのだから、それを作っていかなければならない。

（竹之内委員）

ご指摘はもっともだと思う。3日間で長時間の研修の中では、実習に終始していたわけではなく、実演と講義を合わせて行っており、ケースセオリーをどう立てるかといった講義も含めて行われている。

（長谷川委員）

証人が調書と異なる供述をすると、それを元に戻そうとしたり、調書に書いてあることをすべて出そうとすることは、裁判員制度施行以降、特に意識的にだめだと内部では繰り返し言っているが、裁判所の目から見ると、あまり進歩がないのではないかという厳しい評価となっており、その要因は、酒巻委員が指摘する点であろうと思われる。スキルアップが大事だと述べたが、単なるスキルアップではなく、日本の刑事司法が大きな転換点にあるという問題意識を持つことが、一番大切である。公判前整理手続で主張や証拠の整理が進む中で、一度調書を離れ、事件の実態は何か、法廷で裁判員に理解してもらう点はどこなのかを考え、ポイントを絞って立証するという頭のギアチェンジが大切であり、意識の転換が必要である。

（内田委員）

弁護士会の研修について、研修への参加率が低いというのは気になるところである。弁護人の法廷活動のわかりにくさを弁護士の皆さんで共有していただいて、研修を受けなければいけないなという危機感を持っていただいた方がいいと思う。eラーニングは長所もあるが、臨場感がなく、大事なところが抜け落ちる可能性がある。実演型研修は非常に有効だと思うが、やり方が肝心である。例えば、被告人側に軍配が上がった事件と、検察側に軍配が上がった事案を3例ずつ取り上げて、ロールプレイのように再現・実演し、どこが悪かったのかディスカッションするなどの方法が有効である。また、裁判員の精神的負担について、虐待を受けた経験がある人などは、同様の事案に接することで精神的な負担を感じるだけではなく、不快の記憶が蘇り、実際に身体的な反応が起きることがあるとの研究もある。したがって、遺体写真等の刺激の強い写真に接することで、裁判員が正常に情報処理ができなくなることもあり得ることも考慮する必要があるのではないか。そのような反応を起こす裁判員を見分けることは難しいが、十分にご配慮いただけるとよいと思う。

(梶井委員)

制度施行から丸5年になろうとしているが、当初危機感を持って制度が開始されたものの、ここへ来て、法曹三者の打ち合わせの目的が理解されず、期日の仮置きが自己目的化する事態等が起こっている。また、検察官請求に係る証人尋問が若干増えているが、結局、調書裁判の残滓たる部分が今になって出てくるなど、ここへ来て制度運用が間延びしていないか。供述調書を証拠採用しないなど、もっと思い切ったことをしないと、本当に公判中心主義は進んでいかないのではないか。このような間延びがずるずると進んでいくと、どうなってしまうのかと危惧している。

(龍岡委員)

弁護士会の研修の参加者は、どれくらいの世代の人が把握されているか。

(竹之内委員)

先ほど述べた3日間の研修では、56名の参加者のうち60期以降の方が50名を占めた。若い層に期待せざるを得ないが、若い層も、熱心に取り組む層と、無関心な層に二分化している。すぐには成果が上がらないかも知れないが、各会における研修の指導者を育成しながら、意欲喚起もしていきたい。

(龍岡委員)

指導者の育成も重要であるが、若手にも期待したいと思う。熱意を持ってやっておられる方は多く、育てていくことが制度を充実させていくために非常に重要なのではないか。裁判官や検察官も来てもらっているということだが、裁判官や検察官は裁判員裁判を多数見ており、率直に議論をして意見を聞く工夫もあっても良いのではないか。裁判員制度施行後、議論の場は非常に多くなっており、裁判官の方も積極的に入っていった意見交換できると良い。裁判員制度は初めての制度であり、動かしながら気づくことも多いと思われ、長い目で見えていかなければならない。

(今田委員)

裁判員等経験者アンケートの結果で、当初から弁護人の活動がわかりにくいことは衝撃的だった。これだけの比率でわかりにくかったと裁判員が思っていることは、被告人の権利保障という観点からも問題ではないか。弁護人は検察官の立証に対して反論するという立場にあることから、素人の裁判員に理解できないのは仕方がない面があるのではないかと考えていたが、ご議論を聞いていて、わかりにくさの理由は簡単なのではないのかと思えてきた。論点をきちっとすれば、それなりにわかる弁護活動ができるはずである。アンケート結果にある、言葉がわかりにくかったという点は、素人にもわかりやすい言葉を努力して使えば良いし、言葉が不明瞭とか、内容がわかりにくいといった点も、論点や主張の中身を明らかにすれば、わかりにくいわけではないはずである。訓練すればそれほど難しいことではないのではないか。裁判員裁判で刑事弁護をするための資格を求めたり、経験者や、研修受講歴がある者が弁護人になる仕組みを作るなど、弁護士会内部で問題意識を持ち、経験値を積んで裁判に臨むのが弁護活動なのだという意識をもつ必要があるのではないか。

次回以降の予定等

(大谷事務総長)

本日はたくさんの御意見のほか、現状に対する御懸念も示された。裁判員裁判は、裁判員にとって1度限りの参加であることから、裁判官の問題意識がその都度リセットされてしまう危険を内在しているように思う。運用の確立に向けて、引き続き、課題を正面から議論していかなければならないと思う。次回有識者懇談会において、また法曹三者からの報告も基に御意見をいただけるよう、よろしく願いたい。

次回の懇談会は来年5月頃に開催する予定とし、具体的な日程については追って調整することとされた。